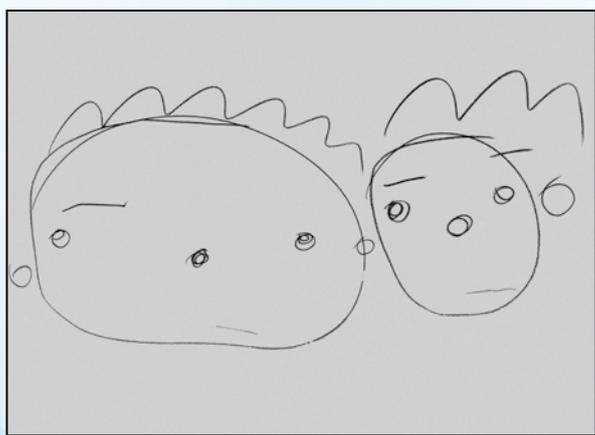
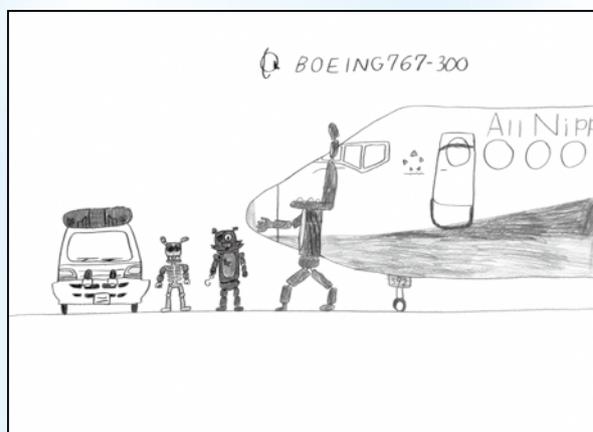
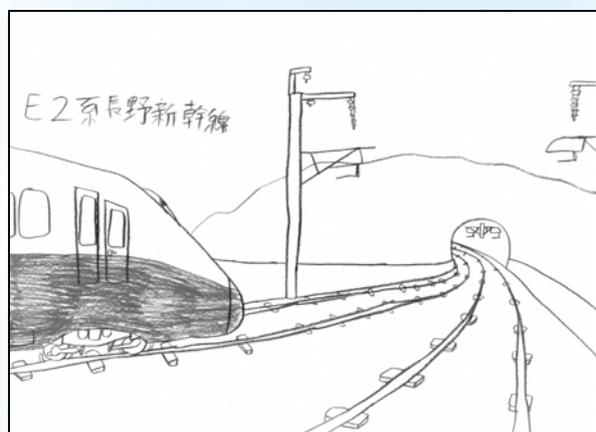


# 第5期長野市障害福祉計画 第1期長野市障害児福祉計画

【概要版】

2018～2020



長野市

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、「障害者基本法」に基づく障害福祉施策に関する基本的な計画として、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「長野市障害者基本計画『笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン』」を策定し、障害者の自立及び社会参加の促進に向けた障害福祉施策を推進しています。

この度、平成 27 年度から平成 29 年度を期間とする「第 4 期障害福祉計画」の期間満了及び「障害児福祉計画」の策定が義務化されたことを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにした「第 5 期障害福祉計画」及び「第 1 期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

## 2. 障害福祉計画、障害児福祉計画の概要と期間

計画期間は 2018 年度から 2020 年度の 3 年間です。

### 障害福祉計画

根拠法：障害者総合支援法

内 容：障害福祉サービス等の見込みと、その確保策を定める計画

### 障害児福祉計画

根拠法：児童福祉法

内 容：障害児通所支援等の提供体制と、その確保策を定める計画

## 3. 計画の基本理念

本市では、平成 28 年 4 月に「長野市障害者基本計画」を見直し、障害のある人を地域社会から排除しない「ソーシャル・インクルージョン（誰をも排除しない社会）」を目指すことを目的に「ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す」を基本理念として掲げ、その基本的視点として、「1. ひとりひとりの尊重」「2. 地域生活移行の推進」「3. 地域で支えあう福祉の推進」を念頭に持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせるまちづくりを目指しています。

本計画は、長野市障害者基本計画の中に位置付けられているサービスや社会参加支援等に関する方向性を定めた計画です。よって、本計画においても「長野市障害者基本計画」で定める基本理念、基本的視点を尊重しつつ、各施策に取り組みます。

### 基本理念

ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す

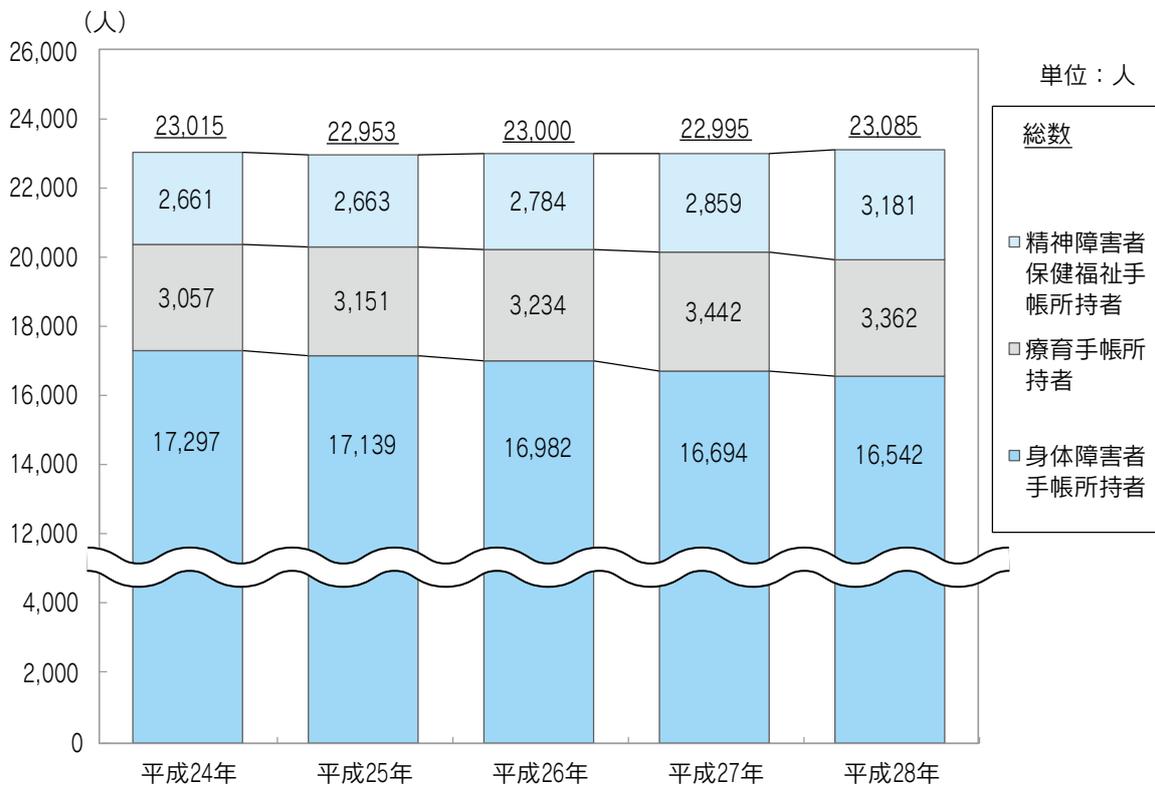


## 4. 障害者の状況

### (1) 障害のある人の状況

身体、知的、精神、いわゆる3障害の障害者手帳所持者は平成28年末時点で、合わせて23,085人となっています。身体障害者手帳は市民の約23人に1人、療育手帳については約114人に1人、精神障害者保健福祉手帳は約120人に1人が所持している計算になります。また、障害者手帳は所持することで社会的な不利益が生じるのではという憶測から申請しない人がおり、実際の障害者は資料の数字以上に多いと推測されます。

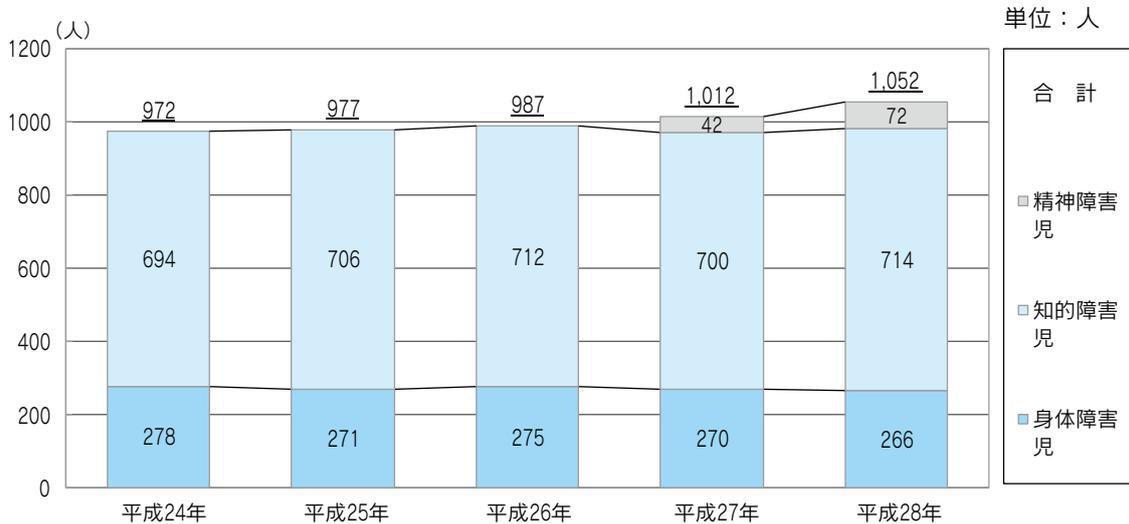
### ■ 障害別、障害者手帳所持者数の推移



## (2) 障害児（手帳所持者）の推移

障害児数の推移をみると、知的障害児は700人程度、身体障害児が270人程度、精神障害児が70人程度となっています。

### ■障害児の推移



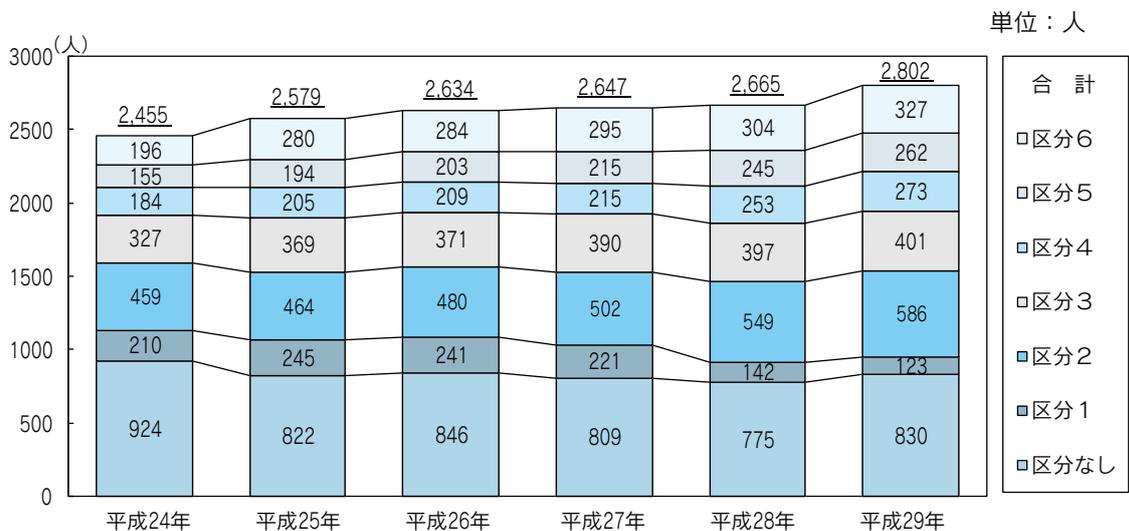
※平成24年から26年まで精神障害児の統計はなし

## (3) 障害福祉サービスの障害支援区分認定者数の推移

障害福祉サービスの利用者数は年々増加しており、特に区分5・区分6の増加が著しくなっています。

障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、必要とされる支援の度合いが最も高いのが区分6、低くなるに従って支援の内容も少なくなります。

### ■障害支援区分認定者数の推移



## 5. 障害福祉計画の最終年度目標

### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所支援利用者	292 人	
(うち県リハ、国リハ、信濃学園利用者数)	16 人	
平成 28 年度末時点の施設入所者数 (A)	276 人	
【目標①】 地域生活移行者の増加	33 人	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	12%	
【目標②】 施設入所者の削減	8 人	(A) の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値 (A) × 2.9% = 8 人
	2.9%	
平成 32 年度末時点の施設入所者	268 人	(A) - 8 人【目標②】 = 268 人

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

目標	単位	平成 28 年度実績	平成 32 年度目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	協議体	—	1 協議体以上

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

目標	単位	平成 28 年度実績	平成 32 年度目標
地域生活支援拠点等	面的整備型	箇所	1 箇所



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

##### ① 福祉施設から一般就労へ移行

目標	単位	平成 28 年度実績	平成 32 年度目標
平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行すること	人	63 人 [A]	$[A] \times 1.5 = 95$ 人

##### ② 就労移行支援事業の利用者数の増加

目標	単位	平成 28 年度実績	平成 32 年度目標
就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数から 5.5 割以上増加	人	129 人 [B]	$[B] \times 1.55 = 200$ 人

##### ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

目標	単位	平成 28 年度実績	平成 32 年度目標
就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること	箇所	6 箇所 / 21	13 箇所 / 25
	%	29%	52%

##### ④ 就労定着支援による 1 年後の職場定着率

目標	単位	平成 28 年度実績	平成 32 年度目標
1 年後の職場定着率が 8 割以上	%	—	80%



## 6. 障害児福祉計画の最終年度目標

### ① 児童発達支援センターの設置

目標	単位	平成 28 年度 実績	平成 32 年度 目標
児童発達支援センターの設置	箇所	2 箇所	2 箇所以上

### ② 児童発達支援センターとの連携

目標	単位	平成 28 年度 実績	平成 32 年度 目標
児童発達相談支援専門員の増員	人	1 人	2 人

### ③ 保育所等訪問支援サービスの充実

目標	単位	平成 28 年度 実績	平成 32 年度 目標
保育所等訪問支援を利用できる体制づくり	箇所	3 箇所	5 箇所

### ④ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

目標	単位	平成 28 年度 実績	平成 32 年度 目標
児童発達支援事業所の設置	箇所	2 箇所	2 箇所
放課後等デイサービス事業所の設置	箇所	2 箇所	2 箇所

### ⑤ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の協議体設置

目標	単位	平成 28 年度 実績	平成 30 年度 目標
平成 30 年度末までに、医療的ケアを必要とする障害児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け体制整備に具体的に取り組む。	協議体	なし	1 協議体



## 7. 障害福祉サービスの見込み一覧

### 訪問系サービス

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
居宅介護	時間/月	8,870	9,048	9,229
	人/月	536	552	568
重度訪問介護	時間/月	165	167	172
	人/月	3	3	3
同行援護	時間/月	835	852	869
	人/月	69	70	71
行動援護	時間/月	1,144	1,155	1,167
	人/月	53	54	54
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

### 日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
生活介護	人日分/月	14,287	14,573	14,864
	人/月	796	812	828
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	349	349	349
	人/月	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	914	944	964
	人/月	68	70	71
就労移行支援	人日分/月	2,521	2,798	3,106
	人/月	163	181	200



サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
就労継続支援 (A 型)	人日分/月	1,574	1,606	1,638
	人/月	83	85	87
就労継続支援 (B 型)	人日分/月	14,625	15,356	16,124
	人/月	905	950	998
【新】就労定着支援	人/月	103	115	127
短期入所 (合計)	人日分/月	1,036	1,058	1,085
	人/月	200	204	210
(うち福祉型)	人日分/月	986	1,007	1,033
	人/月	191	195	200
(うち医療型)	人日分/月	50	51	52
	人/月	9	9	10
療養介護	人/月	83	84	85
【新】自立生活援助	人/月	20	20	20

#### 居住系サービス

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	522	538	554
施設入所支援	人/月	272	270	268

#### 相談支援

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
計画相談支援	人/年	540	549	558
地域移行支援	人/月	15	16	18
地域定着支援	人/月	17	19	20



## 8. 障害児通所支援等の見込み一覧

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
児童発達支援	人日分/月	1,845	1,993	2,152
	人/月	154	166	180
放課後等デイサービス	人日分/月	3,923	4,186	4,467
	人/月	447	477	509
保育所等訪問支援	人日分/月	33	35	38
	人/月	26	28	30
医療型児童発達支援	人日分/月	171	171	171
	人/月	12	12	12
障害児相談支援	人/月	137	146	156
【新】 居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	36	36	36
	人/月	3	3	3

## 9 地域生活支援事業の見込み一覧

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
理解促進研修・啓発事業	啓発人数	700	800	1,000
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
相談支援事業	箇所	13	13	13
相談支援機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業				
成年後見制度利用支援事業 (市長申立)	件数	3	3	3
(参考) 成年後見支援センターに おける制度利用についての相談	件数	641	673	706



サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
意思疎通支援事業等				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	850	867	884
手話通訳者設置事業	人	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者養成事業	登録者数	46	47	48
盲ろう者向け通訳・介助人養成事業	登録者数	25	25	25
盲ろう者向け通訳・介助人派遣事業	件数	165	165	165
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件 / 年	22	22	22
自立生活支援用具	件 / 年	70	70	70
在宅療養等支援用具	件 / 年	71	72	73
情報・意思疎通支援用具	件 / 年	72	74	76
排せつ管理支援用具	件 / 年	6,810	6,960	7,110
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件 / 年	8	8	8
手話奉仕員養成研修事業	研修 修了者数	42	45	45
移動支援事業	人 / 年	345	345	345
	時間 / 年	19,675	19,675	19,675



サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
地域活動支援センター機能強化事業				
Ⅰ型	事業所数	4	4	4
	定員	100	100	100
Ⅱ型	事業所数	3	3	3
	定員	45	45	45
Ⅲ型	事業所数	10	10	10
	定員	113	113	113
合計	事業所数	17	17	17
	定員	258	258	258
訪問入浴サービス事業	人/年	20	20	20
日中一時支援事業				
在宅障害者タイムケア事業	人/年	582	611	642
障害児自立サポート事業	人/年	598	627	659

## 10. 権利擁護

### (1) 障害者の虐待防止

本市では、「障害者虐待防止連携協議会」や「サポートセンター」を設置し、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制のもと、障害者に対する虐待にいつでも迅速な対応を図るとともに、障害者の権利・利益を擁護できるよう取り組みます。



## (2) 障害を理由とする差別解消

本市では、「障害者差別解消連携協議会」や「サポートセンター」を設置し、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障害のある人が社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応するなど、差別解消に努めています。また、市内各所へ差別解消についての関心と理解を深めるために必要な啓発活動を行います。

「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

- ・ 事物（通行や利用しにくい施設・設備や音声案内・点字・手話通訳の欠如等）
- ・ 制度（利用しにくい制度等）
- ・ 慣行（障害のある人の存在を考慮しない習慣や文化等）
- ・ 観念（障害のある人に対する偏見、誤解、差別的な意識等）

## 11. 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的に、優先調達推進法が制定され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

本市においても、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、調達目標や調達の推進についての事項を定めて取り組みます。

## 12. 計画の広報・周知

### (1) 市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進に当たっては、市民や地域の理解と協力を得ることが不可欠です。計画書概要版の配布やホームページでの公表等様々な媒体を通じて、本計画を広く市民に周知します。特に、障害や障害のある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取組みは、地域との連携や、地域住民の主体的な取組が不可欠であることから、関係課との連携のもとで広報を行います。

障害者差別解消サポートセンター及び障害者虐待防止サポートセンターの相談員による障害者理解の啓発とともに、障害福祉サービスについても当事者はもちろん、事業所、地域、教育機関等の分野に周知を拡大していきます。



## (2) 障害のある人やその家族への周知・情報伝達

障害のある人への周知に当たっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

計画書に加え、障害福祉サービスをまとめている「障害福祉サービスガイド」等を使い、サービスを解りやすく周知していきます。また、ホームページに「障害福祉サービスガイドWEB版」を作成し、障害種別ごとに受けられるサービスが分かるような情報発信を行っています。また、必要に応じてサービス内容の説明会を開催していきます。

## 13. 計画の推進

### (1) 長野市障害ふくしネット（協議会）との連携

本市の障害者支援の中心的役割を担う、長野市障害ふくしネット（協議会）と市がより一層、綿密に連携しながら、障害福祉サービスの質の向上と計画の着実な推進に努めます。

また、障害者アンケート結果をみると、長野市障害ふくしネット（協議会）の認知度が十分とはいえないことから、認知度の向上に努めます。

### (2) 障害福祉サービスの円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、行政、福祉施設、医療機関、当事者団体、長野市障害ふくしネット（協議会）等関係機関が連携し、サービス・事業内容の一層の周知に努めます。また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町村とともに連携して、提供体制の充実に努めます。

### (3) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、障害福祉課が中心となり、保健、医療、福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等、障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

### (4) 関係機関との連携

障害福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、ハローワーク等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

## 表紙絵の説明

表紙左上絵 題名「E2系長野新幹線」

表紙右上絵 題名「BOEING767-300」

作者 伊藤淳太郎さん

大好きな乗り物の絵を描きました。特に新幹線と飛行機が好きです。

表紙中央下絵 題名「お友達」

作者 中村祥子さん

大好きな2人を描きました。日頃から仲良しのメンバーです。大好きな気持ちが伝わってくる絵です。



## (5) 質の高い事業運営

利用者が必要なサービスを適切に利用できるよう、知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

多くの事業者では内部研修に加えて、外部機関（県、各種団体等）の研修も継続的に受講し、職員のスキルアップに取り組んでいます。利用者が期待するサービスの質の向上を更に求めています。

また、指定障害福祉サービス事業者が、適切かつ円滑に事業運営ができるよう、制度についての周知啓発に努め、利用者の事情を踏まえたサービスを提供するための指導を行うとともに、事業運営及び新規参入がしやすい環境づくりを推進します。

## (6) 市独自の障害者支援策の研究

事業者及び当事者団体からの意見や提案を定期的に把握し、庁内関係部局と長野市障害ふくしネット（協議会）において有効性・効率性・実行性の観点から検討し、優先順位の高い提案から、順次、事業化していくように努めます。

## (7) 国や県、近隣市町村との連携

本計画は、国の法令、制度、県の方向性等を踏まえ策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、県や近隣市町村との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

## (8) 福祉人材の育成推進

適切なサービス提供に資する職員の資質の向上に努めます。

## 14. 計画の進捗管理

本計画に基づいた施策を着実に実行していくため、障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標の達成状況、各施策の進捗状況の定期的な確認を行います。その結果を、最新の国の状況や動向も踏まえつつ分析を行い、市民視点、当事者視点、専門的視点から適切な評価を行い、必要な事業の見直し等を行います。（PDCA サイクル）

### 裏表紙絵の説明

裏表紙左上絵 題名「音符」  
作者 なかむら ひろかず 中村 博一さん

本人は音楽が大好きです。音符を書くのも大好きです。

裏表紙左下絵 題名「コーヒーカップ」  
作者 あいば わたる 相場 渡さん

本人の大好きなコーヒーカップを書いてみました。

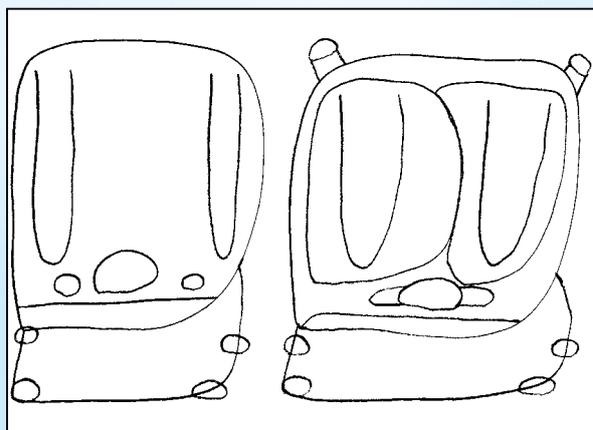
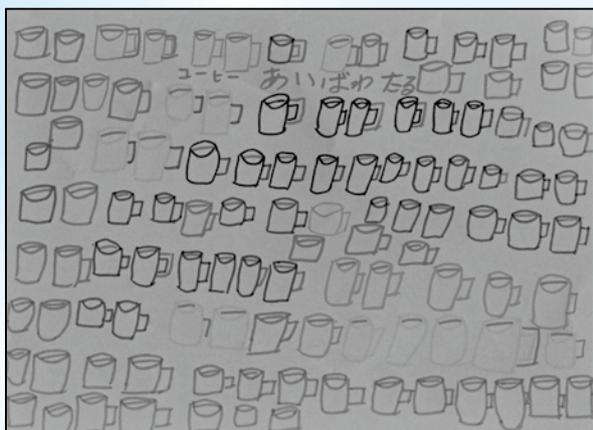
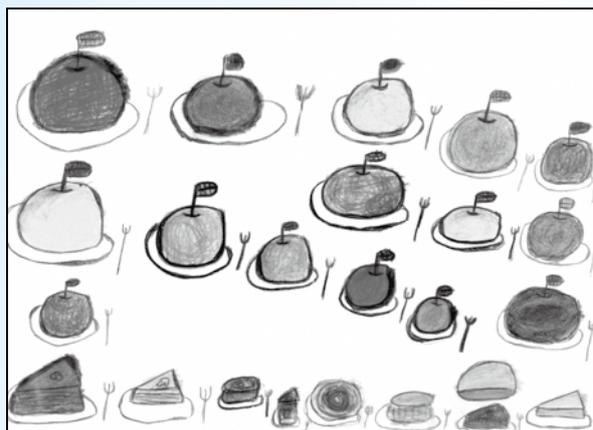
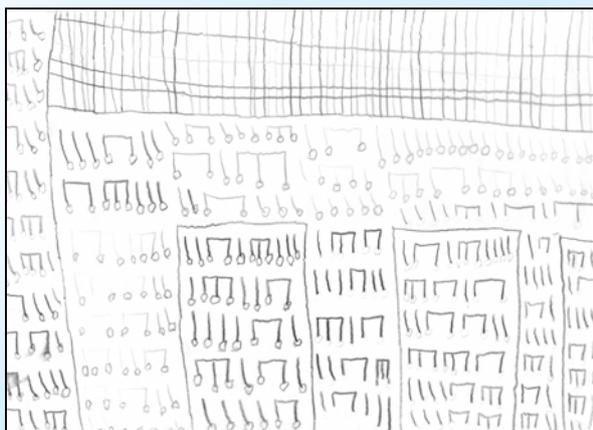
裏表紙右上絵 題名「アップルパイ」  
作者 ほしな まゆ 保科 真由さん

おいしそうな、アップルパイを色鮮やかに描いています。  
おいしそうなので、こんなアップルパイ食べてみたいです。

裏表紙右下絵 題名「どうぶつ」  
作者 みやさか ひろき 宮坂 宙希さん

どうぶつのうたをうたったり、物語をお話ししながら、すてきなイラストをかいています。





ながのご縁を



信都・長野市

## 幸々実感都市『ながの』

第5期長野市障害福祉計画・

第1期長野市障害児福祉計画【概要版】

発行：長野市 平成30年4月

編集：長野市保健福祉部障害福祉課

TEL 026-224-5030

FAX 026-224-5093

住所 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

ホームページ

<http://www.city.nagano.nagano.jp/>